

1 概要

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮して、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指して、令和3年4月を始期とする「第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）」により、男女の対等なパートナーシップ形成、ワーク・ライフ・バランス、女性に対する暴力の根絶、女性活躍推進等のこれまでの取組を継承しながら、多様性への理解・尊重がなされる社会の実現等に向けて取り組んでいます。

2 事務分掌

・男女共同参画課

- (1) 男女共同参画に係る総合的な調査、企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の総合調整に関すること。
- (3) 男女共同参画審議会に関すること。
- (4) 男女共同参画推進センターに関すること。
- (5) 男女の人権に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

・男女共同参画推進センター

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る学習及び啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に係る交流の促進及び市民活動の支援に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。
- (5) 男女共同参画社会の形成に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 男女共同参画社会の形成に係る総合調整に関すること。
- (7) 男女共同参画推進センターの施設使用の管理に関すること。
- (8) ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

3 業務内容

(1) 男女共同参画課

ア 「くらしき男女共同参画フォーラム」の開催

性別にかかわらず誰もが人権を尊重しながら、あらゆる場とともに参画し、それぞれ

の個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、市民による実行委員会方式により、講演など多彩な内容で開催する。

イ 高梁川流域女性活躍推進事業

(ア) 高梁川流域「はたらき方」連携推進事業

高梁川流域圏において女性をはじめとした多様な人材が活躍できるダイバーシティの推進、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会をめざし、企業側・働く側を両輪として、個人、事業所を対象としたセミナーを開催し、新しい働き方（テレワーク等）について具体的なスキルや情報の提供を行う。

(イ) [新]高梁川流域女性の再就職支援講座事業

様々な困難・課題を抱える女性を対象として、将来の就労につなげる研修プログラム等を実施する。

ウ 情報誌「WITHテリア」の発行

男女共同参画社会の実現を目指すための情報誌として、公募の市民委員とともに編集を行い、年1回、3月に発行する（令和2年度13,000部発行）。

エ [新]男女共同参画推進セミナーの開催

(ア) ハーモニープラン推進セミナー

市民を対象に「第四次くらしきハーモニープラン」の施策を展開するため、幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。

(イ) 男女共同参画推進地域リーダー育成セミナー

地域支援活動をすでに行っている方を対象に、多様な人材が主体的に地域活動に参画できる環境づくりを目的として、男女共同参画の機会や多様性を尊重した地域づくりの実践事例等を内容とした講座を開催する。

オ 男女共同参画推進事業所の認定

市内事業所における男女共同参画を推進するため、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業所を認定する。

(2) 男女共同参画推進センター（ウィズアップくらしき）

体制 職員2名、会計年度職員4名

所在地 倉敷市阿知1丁目7番1号 くらしきシティプラザ東ビル6階

開館時間 9時～17時30分

休館日 月曜日、国民の祝日（月曜日と重なった場合は火曜日）、年末年始

利用者数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人数	17,481	18,037	18,893	12,854

ア 男女共同参画に関する市民向け講座の開催（令和2年度実績）

コミュニケーション、DV、防災など 計8講座

イ 男女共同参画を推進する団体の活動支援

センター登録団体等（33団体）の活動拠点として支援を行うとともに、登録団体の自立支援及び市との協力体制を図るため、団体自ら企画・運営を行う事業委託を実施する（令和2年度7団体へ事業委託）。

ウ 相談業務

一般相談のほか、高梁川流域配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の相談・支援を行う。

(ア) 電話相談 毎週火曜日から土曜日までの9時～17時30分

(イ) 面接相談（要予約） //

(ウ) 女性の専門家による法律相談 第2・3木曜日

(エ) [新]心理カウンセリング 第4水曜日（令和3年5月から）

DV被害者等が置かれている状況や気持ちを客観的に理解し、精神的負担を軽減することを目的として、臨床心理士等の有資格者による面接による心理相談を実施する。

(オ) 相談件数

※DVの件数は合計の内数

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	電話	面接	法律	電話	面接	法律	電話	面接	法律	電話	面接	法律
件数	1,426	273	115	1,573	269	106	1,487	265	115	1,511	220	115
合計	1,814			1,948			1,867			1,846		
DV	673			746			784			784		